

調布市監査委員告示第 7 号

令和 5 年度財政援助団体等監査の結果に基づき、別紙のとおり措置を講じた旨の通知を受けたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項の規定により公表する。

令和 7 年 9 月 26 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二

調布市監査委員 小 山 敦

調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

令和5年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	行政経営部企画経営課（一般財団法人調布市市民サービス公社）
-----	-------------------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
1 企画経営課	(1) (一財) サービス公社による補助金の申請手続において、規則で定める様式と異なる補助金交付申請書を使用しているものが見受けられた。 調布市一般財団法人に対する助成等に関する条例施行規則等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (2) (一財) サービス公社に係る補助金の執行において、規則で補助金等については時宜により分割して交付を受けることと規定されているにもかかわらず、一括交付をしているものが見受けられた。 調布市補助金等の執行に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 (3) (一財) サービス公社が社会福祉法人調布市社会福祉事業団などと締結した委託契約書の添付書類において、暴力団等排除に関する特約条項の一部が改正されているにもかかわらず、改正前の特約条項を使用しているものが見受けられた。	(1) 本件は、規則を確認しないまま毎年度同じ様式を使用していたことに起因するものです。 令和6年度は、規則で規定された補助金申請書を使用し、補助金の申請・交付手続を行いました。例規に基づき適正な事務の執行に努めて参ります。 (2) 本件は、補助金を一括して交付することができると誤認していたことによるものです。 令和6年度の補助金については、調布市補助金等の執行に関する規則に基づき、4月と10月の2回に分割して支払うこととしました。 (3) 本件は、暴力団等排除に関する特約条項の一部が改正されたときに、(一財) サービス公社に情報提供していたものの、その特約条項を使用することについての徹底がされていませんでした。令和6年3月29日付けで(一財) サービス公社に対して改め

(3) 労務管理について	(一財) サービス公社との間で委託契約を締結しているものが見受けられた。 市と協議のうえ、地方自治法等に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 イ 市との警備業務の委託契約において、契約の締結前に市に交付を要する当該契約の概要について記載した書面及び契約の締結後に市に交付を要する当該契約の内容を明らかにする書面の交付をしていないものが見受けられた。 警備業法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 ア 衛生管理者の選任において、平成24年に衛生管理者選任報告を三鷹労働基準監督署長宛に提出後、当時の衛生管理者が退職したにもかかわらず、その後の手続がされていないものが見受けられた。 労働安全衛生法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。	受託者に指定していない決済代行業者と(一財) サービス公社との間で委託契約を締結したものです。令和5年4月から令和6年3月にかけて市と協議を行い、令和6年4月から市が決済代行業者を指定納付受託者に指定し、交通系ＩＣカード決済の収納及びそれに付随する手数料の支払については、市と決済代行業者間で行うこととしました。 イ 本件は、市との契約に基づき、(一財) サービス公社が警備会社に再委託をしているため、(一財) サービス公社と警備会社間の書面の取り交わしで良いとの誤った認識によるものです。市と協議のうえ、令和6年度契約から、市との契約締結前に警備業務の概要書面、契約締結後に契約の内容書面を(一財) サービス公社から市に対し交付いたしました。 今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。 ア 本件は、衛生管理者の退職に伴い、新たに衛生管理者を選任すべきところを失念していたものです。 令和6年6月21日に新たに衛生管理者を選任し、令和6年7月1日に三鷹労働基準監督署長に報告いたしました。
---------------------	--	--

	イ 職員の休日勤務において、休憩時間を与えることなく 6 時間 3 0 分の時間外勤務命令をしているものが見受けられた。 ウ 時間外労働・休日労働に関する協定届（3 6 協定届）において、時間外労働の限度時間（月 4 5 時間・年 3 6 0 時間）を超えて時間外労働を行わせる場合には、労働基準監督署長へ様式第 9 号の 2 を提出しなければならないが、限度時間を超えて時間外労働を行わせているにもかかわらず、本様式を提出していないものが見受けられた。 労働基準法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 エ 職員の時間外勤務手当、深夜勤務手当及び休日勤務手当において、割増賃金の計算	イ 本件は、（一財）サービス公社事務局内に設置している入出金機の改修工事に立ち会った際、予期せぬトラブルが発生したため、当初予定を大幅に上回る時間外勤務になり、休憩時間を取得できなかったものです。 また、本件は、時間外労働及び休日労働命令書兼報告書の決裁が事後になったことから、結果的に 6 時間 3 0 分の時間外勤務命令となったものです。令和 6 年度においては、時間外勤務及び休日労働について、事前申請を行うよう、令和 6 年 4 月 1 日の事務局週例会ミーティングで全職員に周知いたしました。 今後は、適正な労務管理を行うよう努めて参ります。 ウ 本件は、職員の時間外勤務について、労働基準監督署長へ様式 9 号の 2 の提出を失念したもので、令和 6 年度に労働基準監督署長へ提出いたしました。今後は、職員の時間外労働の抑制に努めるとともに、やむを得ず限度時間を超える見込みの際は、労働基準監督署に届出を行うことを徹底するなど適正な労務管理を行うよう努めて参ります。 エ 本件は、市の計算方法に準じて行っていた、時間外勤務手当、深夜勤務手当及び休日
--	---	---

	方法が適正でないものが見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の給与に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	勤務手当などの割増賃金（時間単価）の計算方法が、（一財）サービス公社の規程とは合致していないものであったため、令和6年4月1日付けで一般財団法人調布市市民サービス公社職員の給与に関する規程の一部改正を行いました。 今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。
	オ 労働条件通知書を兼ねている臨時職員労働契約書において、規則で定める15分の休息時間の記載が漏れているものが見受けられた。	オ 本件は、当該労働契約について、令和4年度から勤務時間の変更があり、規則で定める15分の休息時間を記載する必要が生じましたが、これを失念したものです。現在、当該労働契約書には休息時間を記載しており、対応済みではありますが、今後、同様の事例が生じないように、契約内容に変更がある際は、記載漏れに留意すること等について、令和6年4月1日の事務局週例ミーティングで担当職員全員に周知徹底いたしました。
	カ 嘱託職員等の休憩時間において、1日8時間勤務の者に時間外労働を行わせる場合には勤務時間の途中に60分与えるべきところ、45分しか与えていないものが見受けられた。	カ 本件は、1日8時間勤務の嘱託職員等の労働者に対し、（一財）サービス公社では、休憩時間45分に有給の休息時間15分を足して、60分の休憩時間を与えていると解釈していたものです。御指摘いただいた件については、正規職員の働き方との対比、これまでの慣習等もあることから、同公社労働者の過半数代表者とも協議を行い、1日8時間勤

(4) 文書事務について	キ 臨時職員の年次有給休暇において、付与日数が適正でないものが見受けられた。 労働基準法及び一般財団法人調布市市民サービス公社嘱託職員等の就業に関する規則に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 ク エキスパート嘱託職員の時間単価において、嘱託職員時間給適用表 1 表及び 2 表を用いているが、勤務 1 時間当たりの単価の算出方法が不明確なものが見受けられた。 (一財) サービス公社の内規等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。 ア 通信運搬費に係る支出負担行為の決裁において、決裁権者は係長であるにもかかわらず、事務局長まで決裁を受けているものが見受けられた。 イ 休暇等届出書及び時間外労働及び休日労	務の嘱託職員等の労働者が時間外労働を行う場合には、勤務時間の途中に 60 分の休憩時間を確保することといたしました。 キ 本件は、該当者の労働契約内容に変更が生じ、年次有給休暇の日数が増加したにもかかわらず、年次有給休暇付与通知書に反映されていないものでした。今後においては、記載漏れ等がないようにするため、令和 6 年 4 月 1 日の事務局週例ミーティングで担当職員全員に周知徹底いたしました。 ク 本件は、嘱託職員時間給適用表 1 表及び 2 表が更新されていないため、単価の算出が不明確になっていたものです。令和 6 年 4 月 1 日付けで各種適用表を最新の情報に更新しました。 今後は、適正な事務の執行に努めて参ります。 ア 本件は、(一財) サービス公社事務局において、一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程の周知徹底がなされていないことにより発生したものです。同規程について、令和 6 年 4 月 1 日の事務局週例ミーティングで事務局全職員に周知徹底しました。 イ 本件は、(一財) サービス公社事務局にお
---------------------	--	--

(5) 所管規則等について	働命令書兼報告書等において、決裁を要する職員の押印がないもの、規程で定める決裁権者と異なる決裁権者の押印があるものが見受けられた。 ウ 時間外労働及び休日労働命令書兼報告書において、勤務者のみ押印し上司の決裁なく勤務しているもの、決裁を要する係長の押印がないもの、決裁権者である事務局長の押印がないものが多数見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 ア 一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程において、業務情報の任意的公開請求に必要な申出書及び回答書の様式が未整備の状況であるものが見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。 イ 休暇等届出書及び時間外労働及び休日労働命令書兼報告書等において、決裁を要す	いて、一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程の周知徹底がなされていないことにより発生したものです。令和5年度分は決裁を要する職員の押印を行い、同規程について、令和6年4月1日の事務局週例ミーティングで事務局全職員に周知・徹底しました。 ウ 本件は、(一財)サービス公社事務局において、一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程の周知徹底がなされていないことにより発生したものです。令和5年度分は決裁を要する職員の押印を行い、同規程について、令和6年4月1日の事務局週例ミーティングで事務局全職員に周知・徹底しました。 ア 本件は、一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程において、これまで情報公開請求がなく、必要な様式についても未整備の状態が続いていたものです。令和6年4月1日付けで一般財団法人調布市市民サービス公社業務情報の公開に関する規程の一部改正を行い、当該様式を定めました。 イ 本件は、(一財)サービス公社事務局において、一般財団法人調布市市民サービス公社
----------------------	--	--

	る職員の決裁欄が不足しているものが見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社事案決裁規程等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	事案決裁規程の周知徹底がなされていないことにより発生したものです。令和6年4月1日付けで様式の整備を行い、同規程について、令和6年4月1日の事務局週例ミーティングで事務局内に周知徹底しました。
	ウ 看護休暇等届出書及び介護休暇申出書において、様式登録せず使用しているものが見受けられた。 （一財）サービス公社の内規等の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	ウ 本件は、職員が看護休暇を取得する際に、様式登録されていない書式を使用し届出を行ったものです。調査の結果、現在、年次有給休暇等を取得する際に使用する様式（内規登録済み）が、看護休暇及び介護休暇の申出書として代用できる様式になっていることから、令和6年4月1日付けで、職員の育児休業等に関する規定及び介護休業等に関する規定の一部改正を行い、令和6年度からは当該様式を使用するよう、令和6年4月1日の（一財）事務局週例ミーティングで全職員に周知しました。
	エ （一財）サービス公社の前身である調布市公共施設管理公社当時に制定した内規等において、現在も継続し運用しているものが見受けられた。 （一財）サービス公社の内規等として新たに制定し、適正な事務の執行に努められたい。	エ 本件は、（一財）サービス公社の前身である調布市公共施設管理公社当時に制定した内規等を（一財）サービス公社になってからも継続して運用していたものです。今回の指摘を受け、（一財）サービス公社において、一部未整備であった内規等については、令和6年4月1日付けで整備しました。今後は、これらに基づき適正な事務を執行してまいります。

	オ 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の就業に関する規則において、懲戒による免職理由に該当したとき及び禁錮刑以上の刑に処せられたときにも退職手当が支給できる規定となっているものが見受けられた。 懲戒解雇等の場合は、厚生労働大臣の認定を受けたうえで退職金を減額することができることから、規則の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。 カ 職員証の取扱いにおいて、常に携帯を要するにもかかわらず交付しておらず、職員証交付台帳も備えていないものが見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社職員証の交付に関する規程に基づき又は同規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。 キ 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の自己啓発等休業に関する規程において、大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として規則で定める場合は3年とあるにもかかわらず、規則を定めることなく、市の条例及び規則に準じて運用しているものが見受けられた。 一般財団法人調布市市民サービス公社職	オ 本件で御指摘のあった規定は、中小企業退職金共済事業本部が管掌する退職金の積立制度で規程するルールに従ったものです。市と整合性を図るため、調布市職員労働組合及び（一財）サービス公社労働者過半数代表と協議を行い、懲戒解雇等の場合は、退職金を支給しないことを確認し、令和7年1月1日付けで一般財団法人調布市市民サービス公社職員の就業に関する規則の一部改正を行いました。 カ 本件は、職員証の取扱いについて規定しているにもかかわらず、費用面等から交付を行っていないものです。現状、ネームプレート及び名刺により職員証の代用ができていることから、同規程を令和6年4月1日付けで廃止いたしました。 キ 本件は、一般財団法人調布市市民サービス公社職員の自己啓発等休業規程を制定したにもかかわらず、必要な規則を制定せず、市の条例及び規則に準じて運用していたものです。令和6年4月1日付けで「履修しようとする大学等課程の修業年限が2年を超え3年を超えない範囲内である場合は3年」として規程の改正を行いました。
--	---	---

	員の自己啓発等休業に関する規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。 ク 一般財団法人調布市市民サービス公社職員の給与に関する規程において、勤勉手当の算出方法で扶養手当を含むこととなっているが、同規程を改正することなく、扶養手当を除いて算定しているものが見受けられた。 規則等の制定改廃手続の重要性を再認識し、適正な事務の執行に努められたい。 ケ (一財) サービス公社が所管する規則等において、規定内容に不備があるものが多数見受けられた。 (一財) サービス公社に影響を及ぼす可能性のある法令、市の例規等の制定改廃状況を常に把握し、状況に応じ規則等の定期的な見直しを速やかに行い、適正な事務の執行に努められたい。	ク 本件は、勤勉手当の算出方法について、実務上市のルールに合わせて算出していましたが、規程の改正がされていなかったものです。正規職員を対象とした研修を令和6年6月6日に開催し、規則等の制定改廃手続の重要性について周知を図り、理解を深めました。 また、令和6年4月1日付けで規程の改正を行いました。 ケ 本件は、(一財) サービス公社の設立目的や経営目標である「高い信頼性・透明性を備え、市からの受託事業をとおして地域社会の発展に寄与する法人」の達成にも大きく影響する事案であることから、指摘事項への対応を順次進めるとともに、事務処理等の誤りを防ぐため、社内での意識向上や人材育成等の組織体制の強化及び活性化に取り組めます。
--	--	--

令和5年度 財政援助団体等監査結果に基づく措置事項

部署名	都市整備部用地課（調布市土地開発公社）
-----	---------------------

監査項目	留意事項等	措置事項
(1) 公印について	調布市土地開発公社公印規程において、定めのない公印があるもの、同規程に基づいた適正な管理がなされていないものが見受けられた。 調布市土地開発公社公印規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	本件については、調布市土地開発公社公印規程を現在の運用に即した内容に見直していませんでした。 対応として、令和6年9月20日付け調布市土地開発公社理事会にて、調布市土地開発公社公印規程の一部改正を行い、出納員印を規程に含めるとともに、規程に定めのない職務代理者印を廃止しました。併せて印影簿も作成し、今後は適正な公印の管理に努めてまいります。
(2) 会計事務について	調布市土地開発公社会計規程において、収入調定決裁書及び支出負担行為決裁書の定めがないにもかかわらず使用しているもの、繰越予算集計伝票の定めがあるにもかかわらず使用していないものが見受けられた。 調布市土地開発公社会計規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	本件については、調布市土地開発公社会計規程を現在の運用に即した内容に見直していませんでした。 対応として、令和6年9月20日付け調布市土地開発公社理事会にて、収入調定決裁書及び支出負担行為決裁書について定め、使用のない繰越予算集計伝票について削除する調布市土地開発公社会計規程の一部改正を行いました。 今後は、適時確認し速やかに更新することで、適正な事務処理に努めてまいります。

(3) 契約事務について	土地売買契約書において、印紙の貼付がないものが見受けられた。 印紙税法に基づき、適正な事務の執行に努められたい。	本件については、伝票に根拠書類として添付されている土地売買契約書の写しに、印紙の貼付がなかったものです。公社が保存している契約書の原本に印紙は貼付されていましたが、支出負担行為決裁書に、誤って相手に渡す分である印紙のない契約書の複写を添付しておりました。 これを受けて、印紙を貼付した契約書の複写を添付するよう、改めて令和6年1月20日に課内周知しました。 今後は確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。
(4) 文書事務について	ア 調布市土地開発公社理事会の議事録において、決裁後の確定した議事録をもって署名すべきところ、決裁用文書の議事録案に署名しているものが見受けられた。 イ 収入調定決裁書及び収入伝票において、添付の金銭消費貸借契約証書の利息の支払方法欄にある借入利率が鉛筆等で加筆されているものが見受けられた。 ウ 金銭出納簿において、合計残高試算表及び普通預金出納帳に係る理事長の決裁年月日がないものが見受けられた。	ア 本件については、決裁用文書の議事録案に誤って署名をもらったものが2件あったものです。 対応として、事務処理の流れを再度確認し、議事録案の決裁後、確定した議事録に署名をいただいております。 イ 本件については、契約証書に利率を書き込む際に、鉛筆で加筆していたものです。 対応として、修正の利かない筆記具をもって加筆しております。 ウ 本件については、担当者が決裁年月日の必要性を認識しておらず、決裁年月日の記録をしていなかったものです。

(5) 所管規程について	調布市土地開発公社文書管理規程に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 エ 土地開発公社の監査において、調布市土地開発公社監査基準で定める監査計画及び実施計画を作成していないもの、監査報告書に監査方法の記載がないものなどが見受けられた。 調布市土地開発公社監査基準に基づき、適正な事務の執行に努められたい。 調布市土地開発公社会計規程において、会計伝票の整理基準は別に定める旨の規定を受	これを受けて、理事長の決裁後必ず決裁年月日を記載しております。 今後は適正な事務の執行に努めてまいります。 エ 本件については、毎年4月下旬及び11月上旬の計2回監査を行っているものの、監査計画や実施計画として明文化していなかったものです。また、監査報告書には監査項目及び監査結果を記載し、具体的な監査方法については記載していなかったものです。 対応として、令和6年度に行う監査から、調布市土地開発公社監査基準で定める実施計画を含む監査計画書を作成しました。また、監査報告書には、調布市土地開発公社監査基準に定められている監査手続一覧に基づき、例えば、法人の概況把握については、財産目録、交付金申請書及び決定書を用いて検証することや、財務実績については、預金出納簿、預金通帳及び残高証明書を用いて検証することなど、具体的な監査方法を記載することとしました。 今後は適正な事務の執行に努めてまいります。 本件については、調布市土地開発公社会計規程を、現在の電子計算機を用いた運用に見
---------------------	--	--

	け、伝票会計事務要領を制定しているが、振替伝票の取扱いや収入又は支払の証拠書類について明示する規定がなく、実務においては市の会計事務規則に準じるほか担当者が別途事務マニュアルを作成し、運用しているものが見受けられた。 調布市土地開発公社会計規程の見直しを行い、適正な事務の執行に努められたい。	直していなかったものです。 対応として、令和6年9月20日付け調布市土地開発公社理事会にて、調布市土地開発公社会計規程を現在の電子計算機を用いた運用に即した内容に改めるとともに、ご指摘のあった収入又は支出の証拠書類について規程に明示しました。 今後は適正な事務の執行に努めてまいります。
--	---	--